平成 25 年度　第１回　岸和田市障害者施策推進協議会　会議録

会 議 名	第１回岸和田市障害者施策推進協議会
日　　時	平成 25 年８月９日（金）午後１時 30 分～午後３時 30 分
場　　所	岸和田市役所　新館４階　第２委員会室
出席委員	松端委員　大谷委員　西村委員　谷口委員　岩佐委員　上東委員 寺田委員　今口委員　加藤委員　松藤委員　松﨑委員　根耒委員 叶原委員　岡本委員　佐藤委員　以上 15 名
欠席委員	高田委員　山内委員　田中委員　以上　３名
事 務 局	石原保健福祉部長　西川障害者支援課長　上田障害者支援課参事 河内障害福祉担当長　宮内障害福祉担当長
傍聴人数	０人
次　　第	１　開会 ２　新委員の紹介及び委嘱状の交付 ３　議事 (1)第３次岸和田市障害者計画・第３期岸和田市障害福祉計画の進行管理について ４　その他 (1)平成 24 年度岸和田市外部評価の結果について (2)新福祉総合センターの整備について
配布資料	協議会委員名簿 資料１　第３次岸和田市障害者計画の進捗状況調書 資料１－２　第３期岸和田市障害福祉計画状況調べ 資料２　平成 24 年度岸和田市外部評価の結果について 資料３　福祉総合センターの利用状況と建替えへの要望

【議事内容】

１　開会

２　委員委嘱状交付

会長あいさつ

障害者施策推進協議会は、岸和田市の障害者施策の状況について関係者の方に参画いただいて、色々な意見交換をしながら、みなさんの声を岸和田市の障害者施策に反映していく会議で、具体的には計画策定、後ほど議事の方でもありますが、既に策定されている障害者計画、障害福祉計画の進行管理の役割を担っています。

障害者福祉に関しては、国の社会福祉分野の中で最も変動が大きく、2003 年に支援費制度になり、2006 年から障害者自立支援法に変わり、常に毎年、法律が決められるのに暫定

措置で今までのままで継続する、別の形で対応するということが繰り返されてきました。実は、市町村の障害職種の担当部局が混乱をしてきましたが、ようやく障害者自立支援法が障害者総合支援法という新しい法律に変わりました。それから障害者基本法においても、障害者改革の推進会議の議論を踏まえて、いくつかの改革が行われました。ひとまず国の法律の流れとしては一段落した感じがあると思います。

大きな変化で言いますと、障害とは何かという視点で、社会モデルといいますが、本人の心身の状況がどうなのかということに加えて、社会との関係の中で障害が起こるということで、社会的障壁という言葉が法律にも入るようになりました。障害を無くしていくためには、本人がどうかということより、社会的障壁をいかに無くしていけるかということが議論になるようになってきました。

それから、その関係で施行は３年後ですが、障害者差別解消法が成立し、そのキーワードが合理的配慮なのです。合理的配慮というのは、障害があることがわかっていて何らかの不自由があるということが明らかであれば、社会の責任でこれを解決できるようにしていきましょうということです。ただ、但し書があって過重な負担を伴わない程度であって、例えば、公共交通機関の駅にエレベーターが無いとすれば、これは明らかに合理的な配慮の観点として直ちに改善すべきことです。しかし、小さな個人商店の入口が狭くて車いすの方が入りにくいといった場合に、店の側でそれを改修するという責任があるのかというと、そこまでは難しいということで、具体的に社会としてどういうことをしなくてはいけないのか判断していかなければいかない。おそらく、細かい訴訟は起こるのではないかと個人的には思っていますが、そういった形で社会に一定の水準が確認されるし、そのことによって社会全体が合理的配慮ができるようになっていくではないのかと思います。そういう意味ではこの間の議論があって、大きな変換があったのではないかと思います。

障害者福祉の相談支援体制を充実していくという方向が打ち出されています。高齢者の介護保険は必ず生活介護支援事業所のケアマネージャーがケアプランを立てるということになっていますので、障害者の分野においても同じような仕組みにしていくということにはなっていますけど、なかなかそこまでは、いっていない。ということで、仕組みの議論は落ち着いてきましたけど、いかに内実を伴わせていくかというのがこれからの課題かと思います。

あとは、行政的に難しいのは障害者の程度区分です。障害支援区分という形でこれも今後検討が進められていきますので、この辺りが今後の支給決定に大きな影響を及ぼすと思います。

ということで、まだまだ課題が多くありますが、国の大元の法律体系は一応、一段落しましたので、これからは岸和田市においての方向、枠組みが明らかになっていますので、それに基づいて福祉を充実する方向でみなさんと一緒に議論をしていけたらと考えています。

どうぞよろしくお願いいたします。

３　議事

(1)　第３次岸和田市障害者計画・第３期岸和田市障害福祉計画の進行管理について
（事務局から資料１説明）

会　長：説明が終わりましたが、委員のみなさまいかがでしょうか。

委　員：私共は以前から福祉避難所の設立について要望をしてきました。しかし、なかなか進んでいないというのが現状です。今回の進捗状況をみさせていただいてもＡ３という評価でした。地震があるたびに本当に緊張するという状況です。早く対応してほしいと切実に思っています。当事者としては、そのような思いがあるのですが、実態として何故こんなに進まないのか疑問に思うところですので、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

事務局：今、危機管理課が中心となって岸和田市災害時要援護者支援プランの策定を行っているところでございます。ワーキングチームを結成して検討中でございます。その内容について詳しいことが手元にございませんので、確認を行い報告できるものがあれば報告させていただきたいと思います。
また、先ほどの要援護者プランですが、庁内で策定チームを作って、要援護者登録をしながらも活用されていないという部分がありました。これらを活かせるようにということで、支援するためのプランを考えるということと、福祉避難所についても決めていきたいということです。以前に岸和田市でも避難所及び福祉避難所のあり方について議論した経過がございます。大まかな内容のものはありますが、それが実効あるものになるように仕上げたいのと、具体的に福祉避難所として指定する所を考えていきたいということです。

会　長：ソフトの面の災害時の要援護者支援プランは、災害時に自力避難の困難な方について、いかに支援していくのかというのが課題で、障害者や高齢者の方の支援についてプランを策定中である。ハードの面では、福祉避難所をどう整備するかということですが、これは後ほどの新福祉総合センターの整備とも関連しますが、センターは福祉避難所ではないのですか。

事務局：今も避難所になっていますが、今後も避難所としての機能も考えていくことになるかと思います。それは全体の整備計画を作る中で考えていきたいと思います。

会　長：センターは老朽化も進んでいるので、避難所にはなっているけれど、建替えを先行して進めるべきであろうという話もあります。

委　員：センターは平成 28 年度に完成するという計画になっていますが、内容的にはまだはっきりと決まっていないです。計画に組み入れていくことで、完成時には必要な機能を備えたものになると聞いています。

委　員：障害者の方の避難所の確保の件もありますが、自治体で自主防災組織ができているところは意外と少ないです。だから、障害者だけではなくて住民の人の防災の管理という対応もまだ不十分ではないでしょうか。防災組織を各自治会でどんど

ん作らなければ、また、校区の中で連携した組織づくりをしないといけなのではないかと思っています。近くの町どうしで一緒に活動されているところもあるが、大部分はまだ整備がされていないのが現状ではないのかと思います。

会　長：岸和田は地区市民協議会が小学校区ごとにあり、自治会レベルでの自主防災組織があまりできていないということですが、これは障害の有無に関わらず、そもそもとして大変な問題ではないかということですが。

事務局：危機管理課及び自治振興課の関わりになってくるのですが、以前に庁内の中でも、防災組織を進めていくということで関係課が集まり話をしたことはあります。やはり、地域差がかなりありまして、自主的に祭礼の組織やコミュニティを使って進んでいるところもあれば、進んでいないところもあり、そこが課題であると聞いています。今後も市としては取り組みを進めていきたいと思います。

委　員：岸和田市では、民生委員に危機管理課から高齢者も含めて身体障害者の方等からの申込を受けた名簿が配置されています。これも自主的な申込みであって、登録者数はまだまだ少ないという状態です。各校区については、学校や町会館等の地震に耐える場所を避難所としています。福祉センターも周辺地区の避難所となっていますが、台風時の避難は２、３名しか避難がないという状況です。

委　員：民生委員は、危機管理の点から安否確認という活動をしています。これは個人の方から申し込むか、または民生委員の方に通知いただいて危機管理課の方へ名簿を提出するということになっています。これは、291 名の民生員が安否確認の名簿を持っておりまして、各町会長にも持ってもらわなくてはいけないということで１、２年前から町会長も持っている状態です。これは、災害時に安否確認に行くという形で名簿を持っているという状況です。

会　長：ソフト面で、住民レベルでできることは、自治会の自主防災組織や民生委員の災害時の取り組みは行われています。住民レベルでできることと、行政、特に消防や警察等とも連携しながらするソフト面での対応と、ハード面として、例えば福祉避難所をどう整備していくのかということがあって、本当は待ったなしの課題ではあります。岸和田は海に近いので津波の問題等もあり、早急に着手しなくてはいけないと思います。そもそも障害者施策だけの話ではないですが、障害者施策の立場からもアプローチしながら進めていくことが必要です。

危機管理課と連携を密に取りながら、できるところからとにかく進めていただくようお願いします。

委　員：２ページの重症心身障害の方の支援についてです。なかなか地域での支援も難しいですが、病院等への移動支援について受け入れについて調査を行っているのですが、その結果、受け入れが困難であるというところがほとんどであるという記載であるのに評価がＡ１になっています。親御さんや本人は本当に困っている状態で、受け入れが困難であるのに評価がＡ１となっているのでしょうか。それに関連して４５ページになりますが、岸和田市民病院でも受け入れが困難なのでし

ょうか。公的な病院でも重症心身障害がある方の受入が困難であるのはどういうことなのでしょうか。

事務局：これまで府内の自立支援の実態を把握していなかったという実情があります。そこで入院施設のある病院の現状、受入が可能であるのかということを把握させていただいたということ、日中活動をされている事業所に対してもそうですが、受入態勢を把握するという意味で、今までできていなかったことをしたということでの評価をさせていただきました。事業自体は、行き届いていないこともあるかと思いますが、一歩前進できたという点で評価させていただいた次第です。

委　員：事業の目的は、受入可能な所を体制整備することであり、アンケートそのものの実施が評価となっているのは本末転倒ではないですか。

会　長：アンケートを実施し実態把握は行い、その結果、受入が困難なところがほとんどであったということが明らかになったので、次のステップとしては、先ほどおっしゃられた市民病院のことも含めて、どうしていくべきかが次の課題となるという理解でいいでしょうか。

委　員：Ａ１の評価のままであると、事業が達成したということになるのではないでしょうか。

会　長：確かに、受け入れができないという実態把握はできたということであるので、これは一つの入口であり、障害のある方本人が困ることですので早急に対応しないといけないです。

委　員：計画策定時に重点課題となっているので、評価がＣやＤとなることはありえないはずなのに、そういう評価がされていること、Ａ１からＡ３を含めてＡという評価が非常にわかりにくい。例えば、２８ページの歯科診療を受けやすい体制づくりを進めるというところもＡという評価になっている。体制づくりは具体的には障害者の方への診療所をつくるということを目的にしています。後ほどの議題にある社会福祉審議会の新しい福祉総合センターの整備のためのワーキンググループに属していますが、そこでもどういう理念で作るのかということでお願いしたのが、中途半端なものをつくって、どれも使い勝手が悪いものになるのであれば何か重点的に実際的なものをつくる。お話されていた障害者の方が避難する所ということであれば、それはそれでもいいと思います。何か一部屋だけ形だけあるというのだけはやめていただきたいと申し上げている。

また、継続となっているものが、この計画が終了した時に、また継続となっていることを懸念しています。Ａという評価が、何となくできているという感じになってしまい、結局のところ着手はしているが、できたような感じになっているということになってしまいがちなので、遅れているところには何かペナルティがあるとか、再度の計画書の提出を求めるとかという形を取れないかと思います。

会　長：この２８ページの歯科診療ですが、検討をしていますということで、実際のところは後程の議題にある新福祉総合センターの整備の中にこの歯科診療を設けます

ということが挙がっています。記載の方法ですが、検討はしたが実現しませんでしたではダメで、要はできるように検討しているはずなのに、アンケートで実態を把握したのであれば対応しなくてはいけない。形式的、表面上の目標と実際のところの目標の二段構えになっていて、最初の表面上の目的は達しているが本当の目的はどうなのかということがある。目標が検討するであれば検討すればＡの評価になるのでしょうが、その経緯を記載していただければ読みやすい。担当者が変わるとＡだからできていると思う。実際は進んでいないのだけれど検討だけはしているという状況になってしまう。ぜひ、その辺りは工夫をしていただきたい。

委　員：地域移行に向けた支援の中で、障害者の暮らしの場ということで言えば、グループホーム、ケアホーム、入所施設、そして地域での受入れということで大きく分けられたりしますが、障害者総合支援法の中でグループホームとケアホームがグループホームに一元化する。それと小規模入所施設という言葉がでてきて、今後、地域での多様な生活の場が広がっていくような期待を込めて読んでいるのですが、まだ内容については具体化されていないということとは思いますが、一方で入所施設とグループホームの実態でいけば、中・軽度の人はグループホームで小規模の生活単位で自立生活をすると、どんどん入所施設の方が重度の人が滞留している。また、大阪府内では身体、知的の待機者が８８０人程いるという府の数字があるが、その中間として小規模の入所施設という位置づけにもなってくるのかと。そこでショートステイの希望も非常に多いので、今後、暮らしの場の確保についてぜひ新法の進捗も含めて情報収集を徹底的にしていただいて、とりわけ重度の障害者の生活の場の多様性について目標達成していただきたいと思います。

委　員：グループホームですが、１２ページに市営住宅におけるグループホーム導入の検討ということで記載がありますが、これは何故進んでいないのでしょうか。担当課が建築住宅課となっていますが、これを積極的に進めるのは障害者支援課ではないのでしょうか。これを見ると、建築住宅課が取り組まないので進まないという感じを受けてしまうので、やはり障害者支援課はグループホームが必要であれば、推し進める必要があるのではないでしょうか。

事務局：府営住宅では一定、計画的に枠を設けて募集をしていることがあります。市の範囲になると対象の部屋も限られてくるということ、市の直営では実施しにくいということがあります。建築部局と福祉部局との連携も十分とは言えないところはありますが、その辺りも含めて、どれくらいのことができるか検討していきたい。

会　長：委員の意見ではとにかく実現に向けてきちんとした手立てをするようにということです。このままでは、担当課が、あまりやる気がないから進んでないないという話になりかねない。

先ほどのグループホームですが、今回、ケアホームと一本化されるということになっているが、結局、障害の重い方は入所施設に残るか、一度、施設を出ても結

果として生活が困難で入所施設に戻ってくるということが報告されているので、重度の方の住まいをどうしていくのかということは大きな課題になると思います。先程のご意見では市としても情報収集しながら方向を考えていただきたいということなので、ぜひよろしくお願いします。

委　員：１２ページの大阪あんしん賃貸支援事業ですが、他項目との関係ですが地域移行に向けた支援、主にこちらの件で関わりを持つことが多いのですが、家を探す時に保証人がいらっしゃらない方が多く、その時にあんしん賃貸支援事業が機能していると助かるのですが、あまり積極的に活用されているということは聞かないです。現状と今後について情報提供していただければと思います

会　長：要はアパート等を借りようとした時に保証人がないとなかなか借りられなくて、この事業をうまく活用でればもっと借りやすくなるのではないかということですが。

事務局：大阪府のメニューができてから期間も経ちますが、障害のある方の住宅確保という点に絞って手厚い支援の体制ということはできていないです。

会　長：せっかくメニューとしてあるのであれば実態の伴うようにしていただきたい。

委　員：障害児保育等の推進の中の幼稚園介助員事業についてですが、幼稚園については、障害児はどこの幼稚園を望んでも介助員が配置されて幼稚園に通えるという理解でいいですか。

事務局：障害のある方を受け入れるために、幼稚園に通園する方があれば介助員を配置するという制度ができたという認識でいます。障害がある方が通われていない園もあるかと思いますので介助員が配置されていない園もあろうかと思います。

会　長：障害のある子どもがいた時に介助員を配置するということではないでしょうか。それが１６園で２６人が配置されているということです。

事務局：通園されている方に対しては、その園では対応ができているという状況です。

委　員：入園したいという場合は必ず入園できるというわけですね。介助員が配置できないから入園できないということはないのですか。

会　長：入園したいという障害のあるお子さまがいる場合には、この制度があるので対応するということで、障害のあるお子さまがいない時は配置しないということです。そもそも、入園できないということは、制度上はないといいうことになるのではないですか。

事務局：担当課ではないので詳しくお話はできませんが、その方の障害の特性が、入園適性がどうであるかの審査もした上で、もちろん希望もお聞きしながらですが、対応が可能か判断していくというところはあります。

委　員：保護者や子どもが幼稚園に入園できないという相談があれば、他の課の業務だからということではなく、福祉の立場から障害のある方の擁護や支援をしていただきたいと思います。

会　長：考え方として、それぞれの担当課が分かれてしまうけれど、それぞれの担当がど

のような対応をしているのかということを障害福祉部局が把握をしていなければいけない。もし、その対応が福祉的ではないとなれば障害福祉部局としては、ぜひこういう対応をしてほしいと伝えて、できれば担当課に改善していただけるような形になっていけばいいと思います。

委　員：就労支援について事務局から説明がありましたが、視覚障害者の就労支援について、多くの人があん摩、マッサージ、鍼灸の職に携わっています。そういった方々を岸和田市内や近隣での公共施設等で就労の機会をつくってほしいとお願いもしているところです。これは、今まで具体化したことはないのですが、障害者の就労支援という観点で、もう少し進める方向性はないでしょうか。

会　長：公共的な場所での就労を積極的に推進してほしいということですが。

事務局：開業に当たって公共施設でも場所を確保するということでしょうか。

委　員：はい。それと開業するには一定の資金が必要となります。その資金繰りに困っている方もいます。そのため、以前からお願いしていることは、例えば職業安定所と連携を図りながら、学校や岸和田市が運営する公共的な場所に視覚障害者を配置していただくことはできなでしょうか。

事務局：それぞれの公共施設にはその目的がございますので、場所の確保ということについては今のところ申し上げられないです。

委　員：今の話には２つの課題があると思います。１つは、視覚障害者の産業という職業選択の幅、それ以外の選択の幅で公共の場所で働くことができる視覚障害者の雇用をもう少しできないかということ。それから開業する時のその資金を支援する枠組みができないのかということでよろしいですか。

委　員：はい。

委　員：法定雇用がありますが、岸和田市で視覚障害者の職域を広げるように雇用を進めるように取り組んでもらいたい。もう１つは社会福祉協議会では生活更生資金で開業時の更生資金があるのですが、そういうものを活用して適切に開業できるように検討していただきたい。

会　長：その他はいかがでしょうか。

委　員：先程の幼稚園の件ですが、パピースクールは定員が２５名でそれを増やすということを言ってきたのですが、地域の園での受け入れが難しいようなことがあれば、パピースクールの中で定員を増やしていただく。発達が伸びてきた時に地域の保育所等に転園するということもあるので、それはそれぞれの成長段階で別の部分を伸ばすという意味で、パピースクールを一旦、退園をするということで待機が少なくなるということはありました。今後、新福祉センターにおいて定員数を増やすということはできないでしょうか。

事務局：所管の保育課に確認をしておきたい。

会　長：パピースール自体の話と仮にパピースクールでみられない場合に保育所や幼稚園での発達保障の機会確保ということになるでしょうから、その辺りも把握してい

ってください。
その他はいかがでしょうか。なければ次に進みます。

（事務局から資料１－２説明）

会　長：資料については、障害者総合支援法に基づくサービスの５年間の目標値を定めて、平成２４年度実績値が目標に対してどういう状況かというものですがいかがでしょうか。

委　員：実績値が０となっているものはどう理解すればいいのでしょうか。例えば、３ページの③の行動援護、④の重度障害者等包括支援ですが、これは岸和田市において行動援護を必要とされている知的障害の方、こだわり等がありサポートが難しい方が利用されるのだと思うのですが、そういう方はいないと理解していいのか。重度障害者等包括支援も障害程度区分でいえば６という重度の方が対象となると思いますが、これも対象者がいないのかサービス提供事業者がないのか、０という数値はどうのように理解すればいいのでしょうか。

事務局：両方の要因がありまして、決定者がいらっしゃらないということと、事業者も決定者がないということで数が少ないといいうことです。

委　員：決定はないが対象となる方はいらっしゃるということですか。

事務局：対象者としてはいらっしゃいます。

委　員：対象者はいるのですが、問題は、事業者は重度包括支援ですと月額４５万円で全部一体的に支援を行っていかなければならない。とすると事業所としては成り立たない。要するに４５万円でその方のホームヘルプ、入浴介助等を全てまかなうという包括ケースです。それで上限設定がされているのでそこに参入する事業者が現れない。事業者が現れないのに重度包括支援を実施するということは行政としてはできない。

委　員：障害程度区分６の方はいないのですか。

委　員：いらっしゃいますが、基準がかなり厳しいということと単価が安いので、その方を受け入れる事業所が無いということです。
これは全国共通の制度ですので、岸和田市に限らず参入する事業所が非常に少ない。

委　員：それに対して行政はどう指導していくのか。実際は在宅の方が困っている場合にサービスを受けられないのでしょうか。

委　員：１つは自治体ができること、国の制度としてできることがあります。国制度で変えようとすると、これは制度設計になるので時間がかかります。そこのところの問題と自治体で解決できることの２通りがある。行動援護や重度包括支援は、国の制度設計、報酬単価は自治体で独自に決めることはできないので、岸和田も含めて他の自治体も問題があるということで国に要望は出している。しかし、国も

財政が厳しいので改善がされることが難しいという状況です。

委　員：行動援護について、知的障害や発達障害で重度の方は外出が難しいですが、その方にはどのような支援がされるのでしょうか。

委　員：基本的には、その方の支援するサービス等利用計画で必要かどうか、付帯援護がいるのかどうか。要するに１人で行動できるかもしれないし、２人で行けるかもしれないというのは、それぞれの相談事業所と相談していただきながら、行動援護が必要であると声をあげていただき相談をしていくという形になります。

委　員：このことは当事者の中では問題にはなっていないのでしょうか。

委　員：問題にはなっていますが、岸和田市でやっていただける範囲と国としてやっていただける範囲が違うと思います。府や市との交渉の中で当事者として声はあげているが、現実的に事業所がないということで前には進んでいない。要は予算を付けていただくと解決する面があるが、予算が付かない。

会　長：これは国の制度設計の問題があります。行動援護も重度包括支援もサービスを提供する事業所が必要になる。事業所がこのサービスの提供時に単価が安いので、ニーズは一定あるが、事業所がこの事業をすると赤字なるということは目に見ている。そこで、今、そのニーズがある方はどうしているかというと、例えば、国が重度包括支援を想定していることも、実際は重度訪問介護というサービスがあるのでそちらで対応をしている。それから、市町村事業の移動支援がありますが、行動援護ではなく移動支援で対応していたりする。行動援護に関しては、ヘルパーの資格を持っていること等の要件が細かく規定されているので、事業所はこの２つの事業に関しては、メニューを実施することは大変な状況です。

重度包括支援は全国的に低調です。行動援護に関しては、大阪市内にいくつか事業所があるが、いずれにしても低調なので明らかに制度設計に課題がある。

委　員：実際に困っている方がいるのに、国の制度設計が悪いということだけでいいのでしょうか。

会　長：重度の障害がある方が現にいらっしゃってその方にはサービスが必要です。その方にサービスがなければ問題ですが、重度訪問介護や移動支援で対応されているので、時間数の関係はあるにしても、現にあるニーズにはそのように対応はされている。この行動援護、重度障害者等包括支援というメニューが果たして妥当かどうか。実態として事業所が手をあげないということは、とてもやりづらいものである。このメニューが無いことで利用者がどれだけ困っているかというと、その時は一応別のメニューで対応をするので、委員が指摘されるように、このメニューの使い道がないことで困る人が多くいるということにはなっていないです。

０であることは問題であるかもしれないが、明らかに岸和田市だけというよりは全国的にこういう傾向があり、制度設計上の問題であると言えます。

それでは次の案件に移ります。

（事務局から資料２説明）

会　長：外部評価の対象に身体障害者（児）給付金事業があがって、そこでの評価結果が、長期的には廃止すべきである。現行のままで継続すべきではなく、見直しを図る必要がある。その見直しの内容については、特に丁寧にニーズを把握しながら現金給付ではなく代替的な現物給付、具体的にはサービスという形での変更が必要ではないかという意見をいただいている。これは、こういう意見を踏まえてこの制度の見直しをやっていきますという周知ということでいいですか。
見直しによる変更内容はこの場で諮っていただけるのでしょうか。

事務局：検討を始めていくということの情報提供です。

会　長：この件についていかがでしょうか。

委　員：給付金制度は条例に基づくものでしょうか。

事務局：要綱により支給をしているもので、法律であれば支給根拠を担保できるが、市の要綱なので根拠は弱いといえば弱いです。

委　員：何年か前にも支給額は下がっていると思いますが、その時もこういった評価があって見直しがされたのですか。

事務局：平成１２年度に見直しがありまして、岸和田市の財政健全化アクションプランにより平成１３年度から１５年度にかけて段階的に金額を変更した経過がございます。それに加え平成１６年度で若干の減額がありまして現在の形となっています。

会　長：これまでの減額は今回の評価とは関係がないのですね。

事務局：大阪府が給付金を廃止した時に同時に見直した自治体も多く、昨年度で給付金を続けているのは９団体、その内３団体は見直しを検討しているということで把握をしています。逆に言うと４３程ある内のほとんどの自治体が、時期は違いますが見直しをしている状態でございます。

委　員：以前のアクションプランの時に給付金の金額が変わるということについて説明はなかったように思います。
また、第１次から第３次の計画について、この間も進捗状況の説明はありますが目に見えるものが出てきていない。

会　長：給付金は要綱で定めているので、担当部局で検討する性格のものだと思います。
今回、資料も示していただいているので、今後もこういう形でオープンにしていただいて議論しながら変えていけたらと思います。
全国的には、良いか悪いかは別にして給付型の事業はどんどん無くなってきています。高齢者の見舞金については基本的に無くなっていますし、障害の方に関する事業も無くなってきています。

委　員：知らない間に廃止ということになり、この場に事実が出てこないということはないですか。

事務局：直ちに給付を廃止するということではないですが、経過の中ではご意見を聞きな

がら進めていきたい。

委　員：これまでと比べて金額は少なくなっているが、廃止となると本当に困っている障害者はたくさんいるので。

会　長：現にその方が何にどのように困っているのかニーズの把握をした上で、現金給付が適切なのか検討しなくてはいけない。

事務局：現金というのは、その方にとって一番使いやすいことに使える面はありますが、現金給付という手法は見直す必要があるという考え方です。ただし、額の水準を考えると減額という選択はありません。

会　長：今後、どのように検討するかも含めてこの場にあげていただくということでよろしいでしょうか。

次の案件をお願いします。

（事務局から資料３説明）

会　長：いかがでしょうか。先程の歯科診療のことも記載されています。

スケージュルは、社会福祉審議会で議論をするということになって、作業部会の開催をすることに決まったのですが。

事務局：８月については、庁内での作業部会でそれぞれの課での意見集約を行い、それらを踏まえて社会福祉審議会の作業部会で検討していくという形で進めます。

会　長：他に何かございますか。

無いようなので本日の会議はこれで終了します。